

役員等報酬規程

社会福祉法人赤穂あおぞら会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤穂あおぞら会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長（理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。以下「理事長等」という。）及び理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対

応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第9条 役員及び評議員は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

（改正）

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員及び評議員報酬

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実 費 弁 消 費
理事会出席報酬等	2,000 円	旅費規程に準ずる
苦情対応委員	2,000 円	旅費規程に準ずる
評議員会出席報酬等	2,000 円	旅費規程に準ずる

別表 2

名 称	報 酬	実 費 弁 消 費
理事長業務報酬等 (月額)	50,000 円	旅費規程に準ずる
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	2,000 円	旅費規程に準ずる
監事監査指導報酬等 (日額)	2,000 円	旅費規程に準ずる
苦情対応第三者委員 (日額)	2,000 円	旅費規程に準ずる

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬
実 費	旅費規程に準ずる	5,000 円